

住居確保給付金支給の求職活動要件が変わります

これまで

ハローワークへの求職申込等は不要。



令和3年1月1日以降

【離職・廃業された方】

原則として、以下の全ての常用就職を目指す求職活動を行っていただく必要があります。

- ①ハローワークへの求職申込
- ②月に2回のハローワークでの職業相談
- ③週に1回の企業等への応募、面接
- ④生活再建への支援プランに沿った活動
(家計の改善、職業訓練等)

【休業等の状況にある方】

原則として、上記の④の求職活動を行っていただく必要があります。

* 再々延長の際には、上記の①～③の求職活動を行っていただく必要があります。

厚生労働省住居確保給付金特設サイト、コールセンター
<https://corona-support.mhlw.go.jp/>

スマートフォン・タブレットはこちらから→
0120-23-5572



(9:00～21:00) ※土日祝、年末年始も開設